

奈良県中学校体育連盟剣道専門部申し合わせ事項

平成23年4月15日 実施

令和3年3月5日 加除訂正

1, 競技規定について

(一財)全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則・細則」に基づき行う。

尚(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項の適用も行う。

(1) 団体戦

ア・男子、女子共、1チーム監督1名・選手5名・補員2名以内を登録する。

(1チーム3名以上ならば出場可。4名の場合は次鋒を、3名の場合は次鋒と副将を抜く)

イ・試合は、トーナメント方式で行い、時間は3分3本勝負とする。勝敗が決しないときは、引き分けとする。尚、県総合体育大会の準決勝以上は、2分の延長を1回行う。ただし、団体戦の勝敗が決した後、延長は行わない。

ウ・勝者の数が同じ場合は、勝ち本数により勝ちチームを決める。勝ち本数が同じ場合には、登録選手7名の中から任意の代表者による代表者戦(3分1本勝負、延長は時間を区切らない)により決定する。

(2) 個人戦

ア・トーナメント方式で行い、時間は団体戦に準ずる。時間内に勝敗が決しないときは、延長戦を勝負が決するまで行う。(延長は時間を区切らない)

2, 大会の参加資格について

各大会の参加資格による。ただし、各ブロック予選と県中学校総合体育大会については全国中学校剣道大会並びに近畿中学校総合体育会の要項に準ずる。

3, オーダー票について

ア・団体戦のオーダー票は、次の規定にて記入して、大会当日に各校の監督が持参し、受付時に提出すること。受付終了後は、補員を入れること以外のオーダーの変更を認めない。

イ・大きさは、B4の用紙(上質紙)を2枚横に貼り合わせ、6等分して左から学校名、先鋒～大将の順に記入すること。

《オーダー票》先 次 中 副 大

ウ・同一チームに同姓の選手がいる場合は、名前の一字を記入すること。

エ・中学校名の右下にチームの男女の別を記入すること。

○ ○ 中 男	垣 内 彦	前 木	垣 内 加	平 尾	森 山
------------------	-------------	--------	-------------	--------	--------

4, 競技上の注意事項について

ア・サポーター等(足袋・テーピング・コルセットを含む)は、医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。使用する場合には、事前に各試合場の審判主任もしくはコート主任の許可を得ること。許可なく使用した場合や届け出と違う物を使用し、試合中に発覚した場合は、違反行為として物の取り外しや交換を行う。

肘や膝に使用する目的のサポーターなどを足首から踵やつま先まで使用したり、ゴムや革及び滑り止めを底に貼った物などの使用は禁止する。指先単独でのテーピングは届け出不要とする。

イ・上段は、原則としてとらせない。但し、隻腕についてはその都度協議する。

ウ・突き技及び片手打ちは有効打突としない。故意に突っかかるような突き及び分かれからの突き離し、「かち上げ」「振り倒し」等は、「公正を害する行為」として即合議の上「反則」とする。また、審判の判定に対する監督や生徒の非礼な言動については厳に慎む。

エ・鰐ぜりあいについて

(1) 鰐ぜりあいが膠着場合は、「分かれ」を宣告する。

- ① 膠着とは、お互いに動けなくなった状態や互いに相手の手の内を探るうちに時間が経過し、技が出せない状態のことを意味する。
- ② 膠着状態を安易に判断しないこと。鰐ぜりあいの攻防を大切にすること。
- ③ 「分かれ」の宣告から「始め」まで、時間を空費しない。

(2) 鰐ぜりあいでの「反則」の判断について

- ① 不当な鰐ぜりあい(拳ぜりあい)及び不当な打突をする。
 - ② 相手の肩に故意に竹刀をかける。
 - ③ 故意に時間を空費する。(「鰐ぜり合いの解消途中」での打突を継続する場合も含む)
- (規則 17 条の 7 号・細則 16 条の禁止事項)

オ・「変形な構え等の防御態勢」をとった場合は、1 回目は「合議」の上、「指導」、2 回目以降は「合議」の上、「公正を害する行為」として「反則」とする。

カ・原則として、選手交代は試合前に監督が審判主任に届け出る。(一度退いた選手の再出場は認めない)

キ・オーダー表どおり出場していない試合者が試合を行った場合は、不正用具(竹刀)を使用した場合と同様とする。(禁止行為・規則第 17 条 1 号を適用)

第 19 条 (第 17 条 1 号の禁止行為をした場合は、次の各号により処置する)

ただし、両者同時になしたときは両者とも負けとし、それぞれの既得本数および既得権を認めない。

- 1, 不正用具の使用者は、負けとし、相手に 2 本を与え、既得本数および既得権を認めない。
- 2, 前号の処置は、不正用具の使用発見以前の試合までさかのぼらない。
- 3, 不正用具の使用が発見された者は、その後の試合を継続することはできない。

ただし、団体戦における補欠の出場は、別に定めのない限り認める。

ク・延長戦について、選手の健康や安全性を確保するため、延長戦開始後 10 分を目安とし、一時試合を中断し選手の健康状態を確認、選手の状態により必要であれば、3 分以内で休息や水分補給の処置を行う。選手待機場所で面を取り、壁側で給水する。審判は 1 度審判控え場所に退場する。

ケ・試合者の中止要請の発声は「タイム」で統一する。

5, 防具等の着装について

ア・面紐の長さは結んだ状態で 40 cm 以下とする。小手紐も長くたれ下がらないように結ぶ。

面紐の位置が高い選手には、危険が予測できる場合は物見の高さで付け直しをさせる。

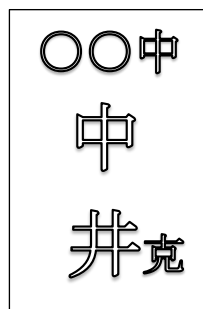
面胴紐は、赤色系統のものは禁止とする。(お守り等の付属品をつけない。)

イ・各校で紅白の目印(タスキ)を用意する。目印は長さ 70 cm・幅 5 cm とし、必ず着用する。

目印が髪の毛で隠れるときにはくくらせる。

ウ・垂れに、校名「・・・中」と選手名を明記した、名札(垂れネーム)を必ず装着すること。また、同一チームに同姓の選手がいる場合は、名前の 1 字を記入すること。

ただし、□□中等学校は「□□中等」、
○○義務教育学校は「○○義務」と略称で記入する。



←黒または紺地の布に白地の文字とする。学校名「中」を入れること。(横書き白文字)

←姓(縦書き白文字)

←同性の選手がいるときは、名前の頭文字を書く。解釈として、別な選手であることが確認できること。

エ・アイガード・ポリカーネット面は使用してもよい。ただし、面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用は禁止する。面乳革は、黒色並びに紺色で無地のものとする。

オ・剣道着・袴・剣道具・竹刀・鰐などの用具全般が華美にならないよう、また、名札は判読しやすい字体にするよう指導すること。

カ・学校名、校章等の刺繍やワッペン以外、剣道着の袖につけたり、入れたりしないよう指導すること。

6, 竹刀について

- ア・竹刀は114 cm(3 尺 7 寸)以下とする。重さについては、男子は 440 g、女子は 400 g 以上の竹刀とする。剣先の直径が男子は 25 mm未満、女子は 24 mm未満、及び、ちくとうの直径が男子は 20 mm未満、女子は 19 mm未満の竹刀は使用してはいけない。(先細竹刀や間の空いている竹刀は使用しない)
試合当日に検量を行い、適合した竹刀には、検印または検印シールを貼る。
この検印または検印シールのない竹刀は不正竹刀とする。尚、竹刀には必ず、記名しておくこと。
(各ブロック予選並びに、県総合体育大会において検量を実施する)
- イ・不正竹刀を使用した場合、不正竹刀使用者は負けとし相手に 2 本を与え、既得本数及び既得権を認めない。団体戦において不正竹刀を使用した選手は以後の試合に出場を認めない。
ただし、オーダーの補充はできる。
(1) 不正竹刀とは次のものをいう。
 - ① ビニールテープやセロテープを巻いた竹刀。
 - ② 異物を入れた竹刀。(異物とは先革の芯・柄頭のちぎり〈鉄片〉以外のすべて)
 - ③ 検印または、検印シールのない竹刀。
- ウ・鰐は、革色(白色も可)直径 9 cm以下のものを使用し、柄革の元で固定すること。
- エ・柄革は、滑り止め(ゴム等)や模様等のない無地のもので、白色とする。
ただし、柄革の上端(折り返し部分)の色・模様等については、特に制限を設けない。
- オ・中結び位置は、竹刀全体の 4 分の 1 のところとし、固定する。
- カ・化学繊維竹刀の使用を認める。

7, その他について

- ア・参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とし、必ず、審判もしくは役員として大会運営の業務を担うこと。
- イ・本連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員等は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中体連の対応」に準じ、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。
校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- ウ・審判・役員の服装は、選手権大会並びに新人大会については、紺のブレザー、グレーのズボン、エンジのネクタイ、紺の靴下とし、それに準ずる服装とする。(監督も上記に準ずる)
夏の総合体育大会については、白ワイシャツ(半袖)、グレーのズボン、エンジのネクタイ、紺色の靴下とし、それに準ずる服装とする。(監督も上記に準ずる)
尚、季節や会場施設・設備等の状況により、上着やネクタイの着用に関しては、競技委員長の判断に一任をする。
- エ・各校の監督は、必ず指定された期日に選手登録用紙を提出すること。
- オ・事故のあった場合は、救護員による応急処置を施し、必要に応じて救急病院への対応処置を行う。
- カ・取得する個人情報については大会参加の要件とする。ただし、本連盟は個人情報保護方針に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得する個人情報については適切に取り扱う。
取得した個人情報は、競技大会の資格審査、競技大会運営上必要なプログラム、大会記録集計及び作成、大会結果掲載(HP、大会記録集、報道機関への提供等)その他、競技運営及び競技に必要な連絡等に利用するので理解すること。尚、やむを得ずプログラム等に氏名の記載を拒否される場合には、事前に県中体連剣道部専門部・専門委員長・中井までご連絡下さい。
- キ・申し合わせ事項以外の事態については、大会本部で協議検討し、判断するものとする。